

令和8年度高次脳機能障がい通所教室運営事業(通常プログラム) 業務委託仕様書

1 事業の名称

令和8年度高次脳機能障がい通所教室運営事業(通常プログラム)

2 事業の目的

本事業は、高次脳機能障がい者等が、障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を集団で訓練する「通所教室(通常プログラム)」を高次脳機能障がい支援拠点機関等と連携して運営し、高次脳機能障がい者等の自立や社会参加を支援することを目的とする。

「通所教室(通常プログラム)」とは、自己の障がいへの気づきのための学習、失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練、生活技能訓練などを中心とした全24回の集団訓練プログラム(以下「通常プログラム」という。)で構成されているものを指し、プログラム構成については、その内容を踏まえるものとする。

※「通所教室」の24回プログラム

以下の内容を中心とした集団訓練プログラム。

- 自己の障がいへの気づきのための学習
- 失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練
- 生活技能訓練 等

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務委託の範囲

受託者は、本業務委託に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 事務局の設置及び事務局業務
- (2) 通所教室(通常プログラム)の運営・実施に係る業務
- (3) その他上記(1)及び(2)の執行に必要な業務

5 業務委託の内容

(1) 事務局の設置及び事務局業務

本事業に係る運営全般を行うための実施体制を有する事務局を設置し、本事業の企画・運営、スケジュール・経費の管理、問合せ対応等の実務を行う。

(2) 通所教室(通常プログラム)の運営・実施に係る業務

高次脳機能障がい者等(疑いのある者を含む)に対して、「通所教室」の通常プログラムを実施する。

本事業終了後、将来的に宮崎県内各地域で生活する障がい者が最寄りの施設等で受講できるよう、宮崎県内の生活型福祉施設・医療機関等においての実践を想定した内容とする。具体的には、受託先と同等の体制・専門性を有する県内各所の施設や機関または、今後県において設置の検討を行う高次脳機能障がい支援センターなどの中核的な支援機関において本プログラムの内容が展開されることを本事業の実施に際する長期的な目標とした内容で実施する。

プログラムの実施に当たっては、できる限り新たな専門的知見や社会生活を送る上で当事者が求めるニーズを取り入れることが望ましい。

また、リハビリの様子を見学により公開できるとなお望ましい。

実施方法については、受託者による自由提案とするが、以下の点を考慮の上提案すること。

ア 開催方法

原則として対面開催（会場確保を含む）とする。

イ 実施プログラム

通常プログラム（全24回）及び週1回程度の開催をベースとする。

ただし、通所教室をより効果的に実施することを目的として、プログラムの内容や開催時期の変更等を提案することは差し支えない。

ウ テキスト等の作成・使用

上記イに沿った内容のテキスト等を必要に応じて作成し、使用する。

なお、第三者の著作物が含まれている場合は、当該第三者から利用許諾を取得するなど著作権の侵害に留意する。

エ 受講者（対象者）

原則として、宮崎県内在住の高次脳機能障がい者（疑いのある者を含む）とする。

ただし、宮崎県内に在学・在勤する者で受講（通所）可能と認められるものについては、宮崎県と協議し、決定する。

オ 受講者（対象者）の募集

通所教室の集団訓練効果という観点から、定員を5名として募集することとし、適宜、募集に関する広報等を行う。

募集において、条件等を設定する必要がある場合は、宮崎県と受託者で協議の上、決定する。

募集の結果、定員に満たない又は定員を超える応募者数となった場合には、宮崎県と協議し、通所教室の集団訓練効果を損なわないように受講者数などを決定する。

カ 受講生の決定

別添「高次脳機能障がい通所教室運営事業実施要綱」を参照し決定。

キ 講師等の提案・決定

上記イの内容に対応可能な講師等の人材を提案し、宮崎県と協議し決定。

なお、作業療法士や精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師等の多角的な専門職種が参画できれば、より望ましい。

ク 受講費用

原則として「無料」とするが、受講に係る実費相当部分を受講者に自己負担させることができる。ただし、自己負担額については少額とすること。

ケ アンケート調査

受講者に対して「満足度に係るアンケート調査」を行う。

修了後の全体的な満足度調査のみ調査必須項目とし、その他項目は自由提案とする。

(3) その他上記(1)及び(2)の執行に必要な業務

6 その他留意事項

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、宮崎県と緊密に連携し、不測の事態等により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を宮崎県に連絡し、その指示に従うこと。

なお、受託者は、業務の過程において宮崎県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施すること。

- (2) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分留意すること。
- (3) 経費執行の面からも戦略的な計画を行い、本件通所教室の質の確保に努めること。
例：地方公共団体（宮崎県を含む。以下同じ。）との協力による会場借用費の減免、地方公共団体や地元団体の協力による広報の強化など
- (4) 本業務委託に係る経費については、証拠書類に基づき精算すること。
- (5) 本業務委託に当たって、宮崎県から提供を受けた文書（「文書、図画及び写真並びに電磁的記録」をいう。以下同じ。）及び受託者が作成した文書については、全て宮崎県に帰属するものとする。
- (6) 受講案内のほか、各種広報物を作成・配布するに当たっては、事前に宮崎県の確認を受けた上で行うこと。
- (7) 契約書及び本仕様書に定めがない事項については、宮崎県と受託者の十分な協議の上、決定する。